

業務委託仕様書

(目的)

第1条 本業務は、香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター浄水課御殿浄水場（以下「御殿浄水場」という。）の草刈業務を適正に期するため、委託に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履行业務)

第2条 受注者は、御殿浄水場の環境保全が図れるように契約書、仕様書に基づき、能率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

- (1) 件名 御殿浄水場草刈業務委託
- (2) 履行場所 高松市鶴市町地内
- (3) 履行期間 令和6年5月17日から令和6年10月31日まで
ただし、日曜日、祝日、国民の休日は除く
- (4) 業務回数 御殿浄水場 2回
- (5) 業務量 9,850㎡(4,925㎡×2回)

(業務内容)

第3条 1回当たりの業務とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 草刈業務
 - (ア) 草刈内容
 - ① チップソー及びロープの刈払機使用
 - ② 芝刈機使用
 - ③ 集草
 - ④ 除草

(イ) 業務場所（別紙図面参照）

- ① 御殿浄水場内

草刈り草刈機（平地）	3,166㎡
草刈（斜面）	949㎡
除草	324㎡
合計	4,439㎡

② 旧御殿水源地

草刈（斜面）	3 1 8 m ²
除草	1 6 8 m ²
合計	4 8 6 m ²

（２） 各種報告書の作成 1 式

（業務時間）

第 4 条 業務時間は、原則として午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間に行うものとする。

（使用材料等）

第 5 条 業務に関する必要な材料等は、受注者の負担とする。

（法令等の遵守）

第 6 条 受注者は業務の実施に当たっては関係法令、条例及び発注者の関係規定を遵守するものとする。

（業務の管理）

第 7 条 受注者はいかなる場合でも業務に必要な就業員を確保し、業務に支障をきたさぬよう努めるとともに、就業管理、安全管理及びその他保健衛生管理については十分注意を払わなければならない。受注者は業務実施状況等を記録した業務報告書を御殿浄水場に提出し確認を受けなければならない。受注者は、業務の履行上他の必要な設備等を使用するときは、御殿浄水場の承諾を受けなければいけない。

（業務の基準）

第 8 条 御殿浄水場は、受注者の行う業務が契約書及び仕様書の定めるところに適合しないと認めるときは、これに適合するよう受注者に申し入れすることができる。この場合、受注者は御殿浄水場の申し入れに従わなければならない。受注者は、発注者の許可なく御殿浄水場内の土地、建物並びに備品等を使用し、若しくは管理する一切のものを場外に持ち出さないこと。

（その他）

第 9 条 契約書及び仕様書に定めている規定外の事項については、別途発注者と受注者で協議決定する。

業務委託仕様書 別紙



草刈業務 2回 総面積 $4,925\text{m}^2 \times 2\text{回} = 9,850\text{m}^2$

内訳 (1回あたり)	御殿浄水場	旧御殿水源地
— 草刈機 (平面)	3,166 m^2	—
— 草刈機 (斜面)	949 m^2	318 m^2
— 除草	324 m^2	168 m^2
計	4,439 m^2	486 m^2